

# News Letter



発行者/やました司法書士社労士合同事務所 代表 山下哲史 電話 077-528-0007 FAX 077-528-0240 平日 8:45~17:00

## 新型コロナワクチン接種企業対応

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、多くの会社が事業活動に影響を受けたことでしょう。新たにテレワークやリモートでの業務が普及し、活動が制約されたなかでも、事業継続していく方法を模索してきた1年でした。一定の発生予防や重症化防止に効果があるといわれるワクチン接種が進むことは、会社にとっても事業活動を加速させるものと期待している部分もあるかもしれません。徐々に社員のワクチン接種が現実的になってきています。新型コロナワクチン接種は、ご存じの通り医療従事者や高齢者などから順次スタートされています。今後は、一般の人にも接種が拡大されるため、自社の社員がワクチン接種の対象となるのも近いでしょう。社員がワクチン接種をすることとなった場合に、会社はどのような対応を検討しておく必要があるでしょうか。

### ◆所定労働時間中に社員がワクチン接種を行う場合、どのような取り扱いをするか

新型コロナウイルスの感染収束は、会社にとっても大きな関心事であり、ワクチンが一定の効果があるとするならば、社員のワクチン接種を奨励していく会社も多いのではないのでしょうか。ワクチン接種は、2回行う必要があり、原則として、住民票所在地の市区町村の医療機関や会場で接種することになります。接種の日時や予約方法は、市区町村によって方法が異なり、よって社員が接種の希望を申し出てきた場合には、希望する社員が躊躇することなく接種を受けに行くことが出来るよう、特別休暇を設けたり、接種時間を確保したり、副反応で会社を休むことも想定し業務調整を行うなど、方針を決めておきましょう。また、新型コロナワクチンは、その集団の70%以上がワクチンを摂取することで集団的免疫効果があるといわれています。正社員のみならず、非正規社員へも同様の配慮をすべきでしょう。

今回の新型コロナウイルスワクチン接種に関する企業の対応は、とくに定められたものはありませんが、会社でワクチン接種の対応を決めてない場合には、「有給にしてほしい」と申し出てくる社員もいるでしょう。通常、社員の有給休暇の取得が理由の如何を問わず取得できるとするのであれば、ワクチン接種のために有給休暇を取得することも、当然ながら認めることになるはずです。有給休暇を取得させる、欠勤扱いとする、それぞれの会社の対応になります。とはいえ、新型コロナウイルスの感染拡大を+防ぐ一助であるほか、社員に不安や不満を持たないで働いてもらうためにも、接種に必要な時間を勤務免除(有給の外

出扱い)としたり、特別休暇を設けたほうが良いのではないのでしょうか。最近では、接種を奨励するためにも、接種を希望する社員が安心してワクチン接種を受けられるよう、「ワクチン休暇」を設けるケースも増えてきました。また、接種2回の休日のほか、副反応が出た場合は病欠としないというルールを設ける企業もあります。アメリカでは、ワクチン接種をした社員に手当などのインセンティブを設けている企業もありますが、接種のための勤務免除や特別休暇が、運用のうえでも、混乱しない対応と言えるかもしれません。

### ◆特別休暇(有給)で支援を後押し!

働く方々の個々の事情に対応するためには、年次有給休暇に加え、労使の話し合いにより、休暇の目的や取得形態を任意で設定できる「特別休暇制度」を設けることが有効されています。新型コロナワクチンの接種以外にも特別休暇(有給)を制度化し、取得させた場合に出る助成金がございます。次月にいくつかの助成金のご案内をさせて頂く予定となっておりますが、先にご相談されたい休暇の導入がありましたら当事務所へのご連絡お待ちしております。

## 従業員様が自営業を営んでいる場合の雇用保険について

令和3年1月1日以降、従業員様が自営業を営んでいる場合等(※1)であっても、労働条件が雇用保険適用要件(※2)を満たしている場合は、従業員としての収入と自営業等による収入のどちらが多いかに関わりなく、雇用保険被保険者資格取得届の提出が必要になります。

(※1)自営業を営む場合のほか、他の事業主の下で委任関係に基づきその事務を処理する場合(雇用関係にない法人の役員等である場合)を含みます。

(※2)1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、31日以上雇用が見込みがあること。

従業員として勤務しつつ、自営業を営んでいる場合等であっても、勤務していた会社を離職することとなり、同時に自営業等による収入もなくなってしまう可能性はあります。そうなってしまった場合に、失業等給付を受給できないという事態を避けるため、労働条件が雇用保険の適用要件を満たしている場合は、従業員としての収入と自営業等による収入のどちらが多いかに関わりなく、雇用保険被

保険者資格取得届を提出し、雇用保険に加入していただく必要があります。

雇用保険に加入していた場合であっても、離職後に、自営業に専念するため求職活動を行わない場合、代表取締役现就場、会社の役員として一定以上の収入がある場合などは、失業等給付を受給できない場合があります。

資格取得日の確認や、要件に当てはまるかの確認についてご不明な点がございましたら、当事務所へご連絡ください。

## 「選択的週休3日制」の導入に向けて議論開始

自民党の一億総活躍推進本部は、希望する社員が週3日休むことができる「選択的週休3日制」の導入に向けた議論を進めており、政府は、今夏の経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)に盛り込む方向で調整しています。

### ◆コロナ禍の柔軟な働き方の後押しに

厚生労働省の「令和2年度就労条件総合調査」の結果によると、全体の82.5%の企業が「週休2日制」を採用(うち44.9%は「完全週休2日制」を採用)し、8.3%の企業が「完全週休2日制より休日数が実質的に多い制度」を採用しています。

近年、働き方改革推進の一環として、大企業を中心に週休3日制を導入する企業が増えていますが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、中小企業でも在宅勤務や柔軟な働き方への対応が求められるようになりました。そこで、政府は、労働生産性を高めながら働き方の選択肢を広げるために「選択的週休3日制」の導入を促す議論を開始しました。

### ◆メリットと課題

自民党の一億総活躍推進本部が示した「選択的週休3日制」のメリットは以下のとおりです。

- ・育児や介護、治療に充てる時間の増加
- ・リカレント教育(学び直し)や大学院進学によるキャリア形成
- ・地方での兼業やボランティア活動の促進

一方で、給与体系や人事評価、労務管理への影響が懸念されます。特に1日あたりの労働時間が増え週の出勤日数が減ることによって、個人や他の従業員への業務の負担が増えることが考えられます。また、従業員の多い大企業や中小企業の人員に余裕のある部署等は導入しやすいが、従業員数の少ない中小・零細企業には導入のハードルが高いとの意見も出ています。

現在、企業は週休3日制を労使の合意などで導入することができますが、政府は「選択的週休3日制」を導入する企業に対する助成金等の支援も検討しているとしています。

今後、メリットや課題について十分に議論し、労使双方の効率化が図られることを期待したいと思います。

## 6月の税務と労務の事務期限[提出先・納付先]

**住民税特別徴収の年度が変わります！当事務所にて給与計算業務を行っております顧問先様につきましては、市区町村から通知がありましたらお知らせください。**

### 1日

#### ○ 労働保険の年度更新手続の開始

<7月10日まで> [労働基準監督署]

**今年度の労働保険の申告の時期となっております。当事務所で申告書の作成・提出を依頼頂いております顧問先様につきましては、申告書をお手元に、日高宛までお電話頂けますでしょうか。**

### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 特例による住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

### 30日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付 <第1期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

### 雇入時及び毎年一回

- 健康診断個人票 [事業場]

### 今日は何の日

7月1日は郵便番号記念日。  
日本では1968年のこの日に3桁(5桁)から制度がスタートし、1998年に現在の7桁に変更されました。世界で一番最初に郵便番号(記号)を使用したのはイギリスのロンドンだったようです。  
日本の郵便番号は上2桁が都道府県を表し、上3桁~5桁で管轄する郵便局が分かるようになっていそうです。  
早く届けてもらうためにも特に頭の郵便番号の書き間違いは気をつけたいですね。

